備陽史探訪の会主催「西国街道を訪ねて」(壱)

備中七日市・ 矢掛宿編

本陣に残る関札

平成 26 年 9 月 21 日実施

講師　田口義之会長

備陽史探訪の会

スケジュール

８時	福山駅北口発	
９時	井原線井原駅前（トイレ休憩）	
９時１５分	七日市宿跡（２０分散策）	Ｐ2
９時４５分	間宿「今市」跡（３０分散策）	Ｐ4
１０時２５分	間宿「堀越」跡（３０分散策）	Ｐ6
１１時１５分	矢掛宿本陣（４５分見学）	Ｐ10
１２時（昼食）	やすらぎの館「茶意夢」（１時間滞在）	

注意事項

１、団体行動です。指示に従って行動ください。

２、ごみは各自で持ち帰ってください。

３、気分が悪くなった方は、早めに事務局に申し出てください。

高屋宿（井原市高屋町）

高屋村に置かれた山陽道の宿駅で、大坂から数えて二〇番目、備中五宿では西端に位置する。東の七日市宿より一里一二町、西の備後国神辺宿（現福山市神辺町）まで一里二七町。古くは石見銀山（島根県大田市）御用の引継宿であった。常備伝馬人足は一五人・二〇疋（後月郡誌）で、七日市宿（三五人・二五疋）よりは少なかった。宿駅の整備は備後福山藩領時代（元和五年～元禄十一年）に行われたと考えられる。元禄五年（一六九二）の訴状（石井文書）によれば、伝馬勤めの補償として約二〇石の地子免除、給米一三石の支給、馬代銀二匁ずつの無利息貸与の特典が与えられている。当初は定助郷六ヶ村・大助郷三三ヶ村が助郷村であったが、福山藩水野氏の改易後は高屋村のみで伝馬役を勤めたと思われ、享保一〇年（一七二五）・同一九年には助郷顧が提出されている。両顧とも却下されているが、無助郷の保障として一〇〇石につき一石五斗の夫米免除を認められた。なお安永四年（一七七五）には休宿を願出たが、これも却下されている（「助郷一件新古書類」池田文書など）。

宝暦（一七五一～六四）末頃の「中国行程記」（山口県萩市郷土博物館蔵）によれば、七日市宿まで本馬四十二文尻軽三六文・人足二八文で、半馬はない。神辺宿までは本馬七一文・半馬六〇文・人足四八文（ただし神辺よりの上りは四一文）。享和二年（一八〇二）当地を通った菱屋平七の「筑紫紀行」によれば人家は二〇〇軒ほど、商家・茶屋・宿屋があり、平七は宿の東外れの川を徒渡りしている。元治元年（一八六四）・慶応二年（一八六六）の第一次・第二次長州征伐の際には、臨時加助郷村五〇村が備後国まで及ぶ広い地域で指定されたが、大江村など一橋領八ヶ村はこれを断り、認められている（前掲池田文書など）。

七日市宿（井原市七日市町）

上出部村東端部、同村枝村七日市村におかれた山陽道の宿駅で、摂津西宮宿（現兵庫県西宮市）から数えて一七番目、東の矢掛宿（小田郡矢掛町）から三里、西の備中五宿の西端高屋宿まで一里一二町。当宿と矢掛宿の間宿西江原村今市宿までは約一〇町。宿の成立は元和～寛永期（一六一五～四四）頃と思われ、享保年間（一七一六～三六）には常備伝馬人足二五人・二五疋が定まったと考えられる。

文政一三年（一八三〇）の後月郡村様子書（安井文書）によれば、常備伝馬人足のうち一二人半・一二疋半が西江原村、四人・四疋が下出部村、三人・三疋が上出部村の加宿役となっており、当宿の宿役は五人半・五疋半。助郷村は梶江（後月郡芳井町）、笹賀・敷名・井原の四ヶ村が定助郷、後月郡一五・小田郡一・川上郡一の計一七ヶ村が大助郷村。年未詳の宿見取図（安井家蔵）によれば本陣一・脇本陣三、家数一〇〇軒余、旅籠約八〇軒、大名止宿の際には西江原村のうち西新丁・東新丁・本新丁・今市（宿）の四町約七、八〇軒に宿割をすることもあると記している。また年未詳の陣屋絵図写（同家蔵）の付紙によれば、井原村善福寺が非常時の際の宿泊大名の緊急避難所となっていた。宝暦（一七五一～六四）末頃の「中国行程記」、（山口県萩市郷土博物館蔵）によれば高屋宿へは木馬四二文・軽尻三六文・人足二八文（半馬はない）、矢掛宿へは本馬一二六文・半馬一一九文・軽尻一一二文・人足八四文。享和二年（一八〇二）に当地を訪れた菱屋平七の「筑紫紀行」は「町屋六七十軒、

農家計にて茶屋宿屋なし。村の出口に七日市川あり。幅三十間ばかり歩より渡る。川向ひは広町、農家二十軒計あり」と記す。

当宿の置かれた七日市村は正保・元禄両郷帳では上出部村の枝村としてみえ高付はされていないが、前掲様子書では「此村者本郷上出部村と一村ニ候得共前々より上出部村之内七日市駅と相分候免定皆済目録者勿論都而別廉ニ相成」とあり、高四二五石余、うち田方三二九石余（二九町一反余、うち一八町余が両毛作）、畑方九五石余（二五町二反余）、畑高のうち二〇石（一〇石は町役地子・一〇石は肝煎給）が高引となっている。家数一二七、男二五四・女二四二、牛二五・馬一〇。武速神社は往昔神輿山の地に祀ったのが創祀と伝えられ、長保三年（一〇〇一）悪疫流行の際社殿を興して祇園牛頭天王宮と称して近郷除疫の総鏡守として崇められ、領主一橋家の祈願所でもあった。前掲様子書では「牛頭天王」とみえ、上出部村と立会いの氏神。明治三年（一八七〇）現社名に改称。

西江原村（井原市西江原町）※今市宿

山野上村の南にあり、東は東江原村。南辺を小田川が東流、支流の雄神川が南流して合流する。雄神川上流の道祖渓は数多くの奇岩、滝が織りなす景勝や紅葉で知られ、県指定名勝。東江原村とともに古代荏原郷（和名抄）、中世荏原郷の遺称地。西方寺戸村とは耕地が入会い、一村同様であった。小田川の北側を山陽道が走り、東部の今市は矢掛宿（現小田郡矢掛町）と七日市宿の間宿で、正保郷帳では今市村として枝村に載る。年未詳の後三月二〇日付の備中国奉行小堀政一書状（佐治文書）に「西江原」とあり、小堀権左衛門に当地支配の諸注意などを与えている。慶長九年（一六〇四）には「西荏原之内」田二〇石が法泉寺に寄進されている（「小堀作介奉書写」法泉寺文書）。

寛永備中国絵図では山崎家治先知高三七五石余、松山藩領高一千三一一石・永正（祥）寺領高三五石・法泉寺領高二〇石・六条院中村（浅口市）明（妙）王院領高一〇石の相給。正保郷帳では前出三寺額と幕府領高一千六八六石の相給で、今市村のはかに高戸村・高曾村・長谷村が枝村に載る。以降は寺領を除く領主の変遷は下出部村と同じであったと思われる。元禄郷帳では三寺領のほかに鴨方村（浅口市）長川寺領（旧高旧領取調帳では高一石余）が加わる。延宝五年（一六七七）の検地帳（後月郡誌）には古検有畝一二八町八反余とあり、田方九三町三反余・分米一千九〇石余、畑方六八町七反余・分米三九三石余、屋敷六町四反余・分米六四石余で、茶六九株。文政一三年（一八三〇）の後月郡村様子書（安井文書）によれば田反別九六町余のうち八六町九反余が両毛作で、大組・小組の二組に分れ、家数四九七・人数二千八四、牛一四四・馬一〇。同様子書によれば、館跡とよばれる西江原藩陣屋跡があった。

西江原藩は隠居中の津山藩森家二代藩主森長継が、元禄一〇年（一六九七）津山藩森家廃絶のとき後月・哲多・窪屋・浅口・小田各郡内で二万石を賜り、居所を当村に置き再勤し立藩。長継・長直と二代一〇年にわたり在陣したが、宝永三年（一七〇六）播磨国赤穂（現兵庫県赤穂市）へ移封した。「森家先代実録」によれば「江原ハ水道便利ならざる由ニして、間々旱遼の災を免かれ得す」という状態であったため、二代長直は「山を切通し水ヲ引、漑田にたよりし旱害の備となし、民を救ひ給んとて、其事を計らせ」たが、「俄に転国の事ありて事終ニやミぬ」となった。なお同実録元禄一五年（一七〇二）の「公義差出之文章」には「元禄十一年寅十一月廿二日、備中国之内領知寺戸村与申所江遣罷在候」とあり、また「備中にての御居館ハ、西江原神戸村」ともみえ、にわかに断定はできないが、敷地は寺戸村にかかっていたとも考えられる。

前掲様子書によれば陣屋跡は文政年中には畑地（三反六畝余）となっており、このうち一千一二〇坪は文政一二年より三卿の一橋家の陣屋敷地となっている。現在、神戸の稲荷神社が同陣屋の北西角にあたる（「一橋江原役所略図」井原市史）。一橋家は文政一〇年以降、備中後月・小田・上房三郡六四ヶ村（三万三千三六〇石余）に所領があり、当村に代官所を設置した。「後月郡誌」などによれば、当初は木之子村仮陣屋などで執務したが、同一二年に当地に陣屋を新築。同家の治績には天保九年（一八三八）の備荒貯穀の土蔵建築、稲木川流末の天保川開削による氾濫防止・良田造成、音念池築造による用水確保、門田村の大谷山開墾などがあげられる。商業育成にも力を注ぎ、本新町に接し東・西南新町を町立て、安政四年（一八五七）には玉島

（現倉敷市）、笠岡などから多くの産物問屋・仲買商が新町・今市・七日市に出店、その業種は七〇種にも及び、産物会所も設けられた。

間宿の今市宿は、享和二年（一八〇二）に当地を通った菱屋平七の「筑紫紀行」によれば、西の七日市宿より一四、五町で、「人家百軒あまり、茶屋宿屋あれど間の宿なり。村中に川あり土橋よりわたる」とみえる。前掲様子書によれば長崎御用物ならびに諸家先触などを、西は七日市宿、東は堀越町（現小田部矢掛町）へ継いでおり、目代所が置かれ目代役が詰めていた。このため今市町住居の百姓二五人の屋敷高一八石四斗余は高引であったが、宝永五年には「下免御年貢上納」を申付けられている。また七日市宿（定人馬二五人・二五疋）の半役を勤める加宿でもあり、この半宿役（一二人半・一二疋半）のために東江原・神代・木之子・寺戸の四力村が定助郷、花滝村（現後月都芳井町）、大戸村（笠岡市）、星田村・九名村・黒萩村（現小田郡美星町）、二箇村（現上房郡川上町）、西方村・門田村・青野村・山野上村の一〇村が大助郷村であった。近年の研究によれば、同宿の助郷は寛永一四、五年（一六三七、八）島原の乱のとき設けられ、享保年代（一七二八～三六）に常備人馬二五人・二五疋が設定されたと考えられる。

雄神川下流右岸にそびえ小菅城山（二百三十一㍍）には、那須氏築城と伝える（備中府志）、小菅城弥がある。

小田村（矢掛町小田）※堀越宿

宇内村の南にあり、南は甲努村（現笠岡市）、南辺を小田川が東流し、同川に並行する山陽道が横断する。日置公古墳・八幡谷古墳・林田古墳群などがあり、古代小田郡小田郷（和名抄）の遺称地。郡上・郡前・郡脇などの地名があり、郡上には郡宮跡の伝承が残る。応永元年（一三九四）仮託の吉備津宮惣解文写（吉備津神社文書）によれば、小田郷より花紙三〇〇帖が吉田師貞によって納められている。小田など四カ村の帰属をめぐる大原来迎院と同勝林院（ともに現京都市左京区）との係争で、永享三年（一四三一）五月二五日幕府は、暦応三年（一三四〇）一二月四日の院宣の旨に任せ、来迎院に返付するよう決定している（御前落居記録）。康正二年（一四五六）九月二三日、幕府は京都東福寺の書記正徹に備中国小田庄を安堵している（草根集）。正徹は小田の地頭小松康清の子として生れたといわれる。室町時代の代表的歌人として知られ、歌集「草根集」、歌論書「正徹物語」などを残した。北西には神戸山城跡があり、「備中府志」は城主を毛利氏麾下の小田政清・隆清（高清）父子とする。永禄一二年（一五六九）には尼子勢の攻撃を受け、「岸中」で戦闘が繰広げられた（同年七月二七日「某興幸感状」美作古簡集）。三村氏や宇喜多勢と毛利氏との抗争では、小田が前線基地となっている（元亀二年五月一五日「毛利輝元・元就連署状」萩藩閥閲録など）。

慶長五年（一六〇〇）の検地帳（川上文書）では小田本郷とあり、高一千五七四石余（米銭ともに）、田方八四町余（合高の記載を欠く）、畠方五二町二反余・二八八貫余、名請人一六六筆（うち屋敷保有者九四）、屋敷一一二筆。同検地帳では田方は石高、畠屋敷は貫文制を用い、斗代の表記がなく、五反以上が一九筆もあるなど、田畠一筆ごとの面積が非常に大きい点、また畝歩の表記を欠く田畠が四分の一にも及ぶことなどが注目される。寛永備中絵図では高一千五七四石余、松山藩領。正保郷帳では幕府領で、枝村に高堂村・大辻村・有木村が載る。元禄一二年（一六九九）再び庭瀬藩領となり、以後幕末まで同藩領。延宝五年（一六七七）の検地帳（川上文書）では田方一千二七五石余・一〇〇町余、畠方三二九石余・六四町一反余、屋敷数二二三筆（高四三石余）、九六本分の桑年貢銀四匁八分を上納し、茶二四八株・楮一五〇株があった。寛永七年（一六三〇）に造成した新池など、溜池一一。同検地帳には周辺の村と比較して多くの分付百姓が記載される。分付された百姓は質地小作人と考えられ、のちに大庄屋を勤めた真安家により、同家が京都での商売で得た資金を背景に土地の集積を進めた結果と推定されている。文政二年（一八一九）の庭瀬藩領村明細帳（石井文書）では人数一千八七四・家数四六〇、牛一六一・馬六。田高一千二七五石余のうち綿田高三五三石余。

堀越町は西方の西江原村今市宿現井原市）とともに東方の矢掛宿と西の七日市宿（現井原市）との間の宿で、矢掛宿からは約一里一〇町（「中国行程記」山口県萩市郷土博物館蔵）。寛永一〇年に伝馬役を勤める補償として地子を免除されたが、延宝検地に際して紛糾。しかし元禄五年には年貢米からの控除（高一五石）という形式で実質的な地子免除を獲得している（「覚撰記」石井文書など）。上りは矢掛宿、下りは今市宿まで継送り、宿役は上りは七日市宿の、下りは矢掛宿の三分の一を負担し、当村・宇内村・本堀村など計一一村が加助郷であった（前掲庭瀬藩領村明細記）。

「備中誌」によれば、山陽道は古くは当地で小田川を渡ったが、いつしか同川の流路が変わったために渡しは廃れたという。寛政元年（一七八九）の巡見使案内手鑑（石井文書）に小田渡が歌名所として載る。大辻にある浪岩常夜灯は高さ一四尺、北西の山ノ上に分布する貝類化石を多く含む岩石（浪形岩）でつくられ、嘉永三年（一八五〇）の銘がある。北方に東寺真言宗小田寺がある。天平一二年（七四〇）行基開創を伝え、中世は神戸山城城主小田氏の崇敬が厚かったという。本尊の十一面観音は鎌倉末の作とされ、観音堂は後世移築したと伝えるが、戦国期の建立とされる。

矢掛宿（矢掛町矢掛）

矢掛村の町分に置かれた山陽道の宿駅で、摂津西宮宿（兵庫県西宮市）から数えて十六番目、東川辺宿（倉敷市真備町）より三里、西の七日市宿（井原市）まで三里。同宿との間には、堀越宿、今市宿（現井原市）の間の宿があり、堀越宿までは約一里一〇町。

宿駅は松山藩領時代（元和五年～寛永一八年）に成立したと考えられ、寛永一九年（一六四二）に幕府領になると、矢掛村の高を町分・陸分（村分）に高分けし、庄屋も別立てにするなど支配機構の整備が行われた。宝暦～安永期（一七五一～八一）の最盛期には町全休で六〇〇戸以上となり、本陣（石井家）・脇本陣（高草家）を備え、備前・備中路では川辺宿と並んで、休泊利用度の高い宿であった。地子免除は寛永一〇年幕府巡見使通行に際し、伝馬役を勤める補償に堀越・今市宿とともに認められ（元禄五年「差出書下書」・延宝六年「検地奉行宛差出書」石井文書など、以下断りのない限り石井文書）、延宝五年（一六七七）の検地後も踏襲されたが、元禄四年（一六九一）に停止された。翌五年三宿は地子免除復活を求めて江戸出訴に及んだ。裁許は脇街道での地子免除は認められないが、町屋敷高と同高を年貢から差引くというもので、実質上地子免除を復活させた（覚撰記）。当初の免除高は不明だが、正保期（一六四四～四八）以降は二八石余、延宝五年検地の新高（出目高を含む）が採用された元禄五年以降は四五石余で、幕末までほぼ同高であった（各年免状など）。遅くとも貞享～元禄（一六八四～一七〇四）の頃には常備人馬二五人・二五疋が定まったと思われる（元禄二年牛馬数毛色改帳など）。人馬賃銭は、宝暦末頃の「中国行程

記」（山口県萩市郷土博物館蔵）によれば、川辺宿まで本馬一二六文・軽尻一一二文・人足八四文、七日市宿までは本馬一二六文・半馬一一九文・軽尻一一二文・人足八四文。

元禄二年の地子御免間数並絵図によると、東西に貫通する山陽道の両側に屋敷地が並び、直交する三条の南北路で四つのブロックに区切られる。東から東町（現在の元町）・中町（二ブロック、東側が現在の中町、西側が胡町）・西町で、屋敷数は一九七筆ある。屋敷地は南北（奥行）が長い短冊形で、表間口の間数に応じて伝馬役を課せられたが、宿の中央部は受益率が高いということで、中町は間口四間につき一役、東町は六間、西町は八間につき一役であった。同絵図では東町は三一筆・八四間、中町は一二六筆・三七〇間半、西町は四〇筆・一二五間半。安永六年には東町二七筆・八七間半、中町三三筆・三八一間半、西町四〇筆・一二五間となって、敷地の分割・統合により特定屋敷の間口の拡大化がみえる（表間口図帳表）。天明二年（一七八二）の矢掛村町絵図によると町域は広がり、東町の町外に、庚申堂の東脇を流れる悪水溝から東へ山陽道に沿ってあみだ町（現在の東町）、中町と西町の境を北上する小路の先に横町（現在の田町）が形成されたが、両町は裏家扱いであった。家数・人数などの変遷をみると、貞享五年（一六八八）には町並一九九戸（うち借家七七）・町並外地六戸・裏借屋七六戸、延享三年（一七四六）には四四二戸・二千七三人、安永四年には町家二二六戸・裏家四三一戸（高持一〇四・無高五五三）、二千一九〇人、馬一三・牛一〇。この頃にピークとなり、慶応四年（一八六八）には表家二二〇戸・裏家二五六戸、一千七八四人となっている（町明細帳など）。

表22　参勤交代大名の頻度別矢掛宿通行状態

75％以上		50％以上		25％以上		1％以上	
	%		%		%		%
肥前・唐津	100	石見・浜田	69	筑前・福岡	44	肥後・熊本	16
長門・萩	97	薩摩・鹿児島	69	肥前・蓮池	44	備後・福山	13
肥前・佐賀	97	肥前・平戸	63	肥前・小城	41		
安芸・広島	94	石見・津和野	59	肥前・鹿島	38		
周防・徳山	91	肥前・大村	50	筑後・久留米	25		
筑後・柳川	81	豊前・中津	50	長門・府中	25		
筑前・秋月	78						
肥前・島原	78						
長門・清末	75						
計	9		6		6		2

〔注〕藤沢晋「参勤大名の山陽道通行量」（岡山大学教育学部研究集録，第7号）より転載。一部修正した。

前掲延宝六年の差出書などによると、当宿の助郷は寛永一四～一五年の島原の乱の際に設けられた。当初助郷村に定助郷・大助郷の区別はなく、当宿と同じ松山藩領の一一村（相給を含む）があったが、その後、助郷村々の領主の変遷が激しく、領主交替の機などをとらえて助郷の一領切（同一所領化）が企てられ、元禄一二年に庭瀬藩領となったときに矢掛・江良・中・横谷・東三成・里山田・小林の定助郷七ヶは同藩領となった。しかし、大助郷一九村（のち二〇村）は四人の領主が入組んでいた（町明細帳など）。幕府が助郷村を指定した五街道と異なって、当宿の助郷は相対によるもので、享保期（一七一六～三六）になると、他領の大助郷村のなかには人馬の出役を拒む村もあらわれた。そこで小田村・本堀村など同じ小田郡の庭瀬藩領の村々（郡中村）の出役で継送る郡中触を成立させたが、安永五年には郡中触拒否の訴訟があり、鹿児島藩主の通行を除いては従来どおり、助郷触で継送ることとなった（袖日記など）。

天明六年から文政三年（一八二〇）にかけての御用留（三年間欠）や江戸後期の宿方休泊留などが残るが、継立人馬使用の記録が多いことが特色で、これらの史料により城受取の上使や長崎奉行をはじめとする幕府役人や参勤交代大名など、近世特権通行者たちの利用状況や宿・助郷村などの負担の様子がうかがえる。上使・公儀目付・遊行上人（時宗総本山遊行寺の寺主、門跡格）などは第一級の特権通行者で、朱印状に記された人馬数までは無賃、これを越えるものについても安い公定賃銭（御定賃銭）での人馬使用が認められている。回数は少なかったものの、安永三年の遊行上人の通行時には五〇人・五〇疋が朱印状により無賃使用であった。長崎奉行は先触状の人馬までは公定賃銭、これを越えるものは相対賃銭（公定賃銭の約三割増）という第三級の特権通行者ではあったが、通行回数も多く宿の負担も重かった。安永期の同奉行四通行の一回平均では先触人馬は一〇九人・四三疋であったが、実際の使用は九三一人・一一一疋に及び、しかも実際に支払われたのは平均一〇二人・四一疋に対する公定賃銭のみで、あとは無賃であった。このため出役した人馬に対する差額の支払は村方の負担で、安永四年一〇月の長崎奉行通行時における助郷村全体の間銀（差額賃金）は約三八石にも及んでいる。加えて当宿一帯は牛の飼育が多く馬の保有数はわずかで、不足分の馬は後月郡などからの雇馬（郡中雇馬）が多く用いられ、この間銀は庭瀬藩三五・村中六〇・宿五の割合で負担している。

参勤交代大名の通行は二五人・二五疋までが公定賃銭、これを越えるものについては相対賃銭（この場合公定貴銭の二～三・五倍）を支払うことが義務付けられており、特権通行のうち最下位に位置する。家門であることで幕府役人並の人馬使用（無賃使用など）を行った鹿児島藩の場合を除き、大名通行の使役人馬は二五人・二五疋以内が多く、これを越えたときの支払もきちんと行われている。参勤交代は年平均一四通行。幕末には幕府御用の通行が増加し、年平均一〇通行になっている。安永四年に西宮～矢掛間の山陽道一五宿が連合して、正徳二年（一七一二）以来すえ置かれていた公定賃銭の増額を要求したのをはじめ（大坂御番所駅所願諸書留帳）、継送り側の負担軽減訴訟はしばしば行われた。

矢掛宿本陣

宿の中町西側（現胡町）にあり、代々石井家が勤めた。同家は酒造業も営んでおり、現存する母屋・座敷（天保三年建立）・御成門・裏門・内倉・西倉・米倉・渡り場・麹室・中門・酒倉計一一棟が国指定重要文化財。敷地は約九五九坪、山陽道に北面し間口約二〇間。母屋（石井家の母屋）は入母屋造・本瓦葺で、西接する座敷が本陣として使用された。御成門、唐破風屋根の玄関横え、座敷の一面にある書院造の上段の間などが本陣特有の迎客構造を示し、鹿児島藩主島津氏・萩藩主毛利氏などが定宿とした。

石井家の居宅は矢掛宿が松山藩領となった直後、元和六年（一六二〇）に東方の古市から現在地に移り（鬼瓦銘）、元禄二年（一六八九）の地子御免間数並絵図（石井文書）では表間口六間で、母屋だけの簡単な構造だったとされる。その後、享保期（一七一六～三六）には本陣としての構えが整えられたと考えられ、清音亭などともよばれる裏門は西江原藩森家の陣屋を移築したものと伝える。石井家は寛永一二年（一六三五）参勤交代の制定に伴い、四郎兵衛善昌のときに本陣職を命じられたと伝える。元禄初期には、町役人の地位を背景に伝馬役屋敷間口二五間、約六〇石の田畑を保有する地主に成長、その後も土地集積を進め、寛文期（一六六一～七三）以降に始めたと思われる酒造業

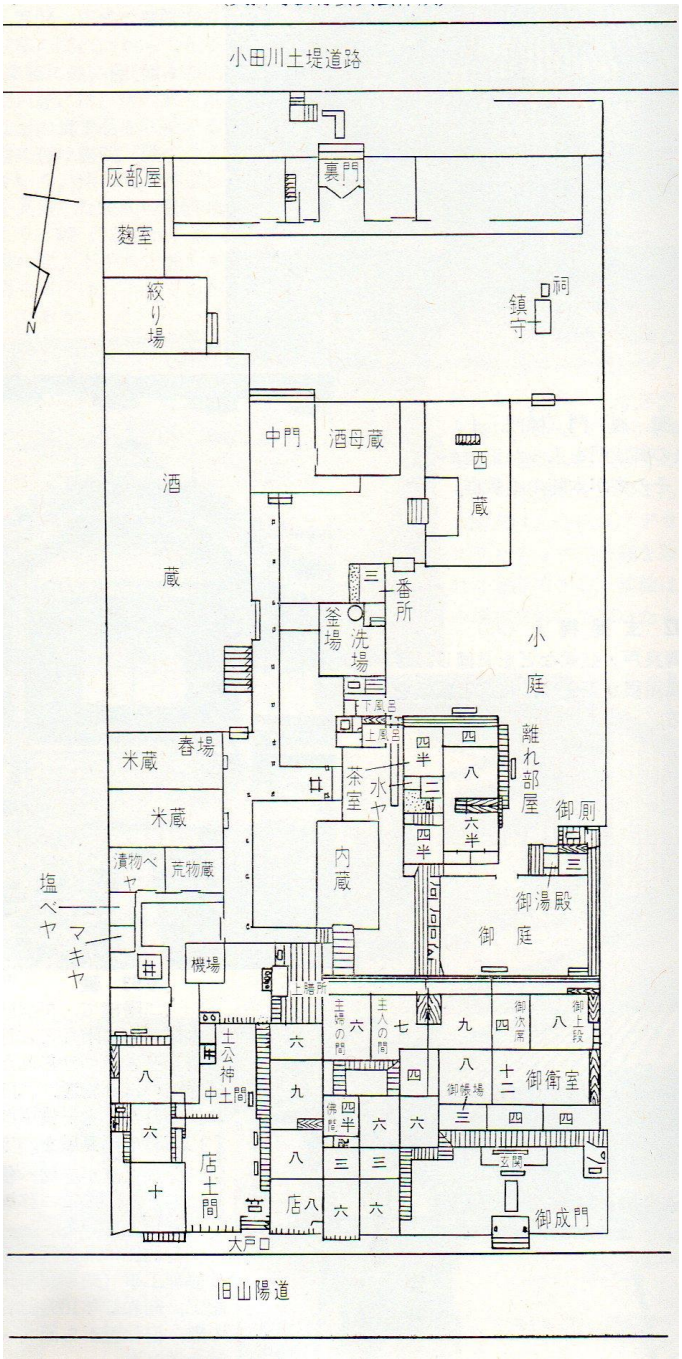

本陣石井家平面図（矢掛町史）

も寛政期（一七八九～一八〇一）には六〇〇石に達している（元禄二年「酒屋・酒米改帳」石井文書など）。義智（安永五年没）を筆頭に安永期（一七七二～八一）以降の歴代当主は文芸に対する造詣も深く、往来の文人墨客と交遊があった。同家には約五千点の近世文書が伝わり、一部が「矢掛町史」に収録されている。

矢掛宿脇本陣

矢掛宿では特定の世襲の脇本陣はなく、寛政期（一七八九～一八〇一）までは大名により利用する町家が定まっていたようであるが、天保期（一八三〇～四四）以降は宿内で一、二軒に固定された（「下宿帳」石井文書）。脇本陣に指定されたのは綿屋・川面屋・銑屋・たばこ屋など本陣（中町西部）周辺の町家が多く、休憩のみの場合は利用されなかった。一方、幕府巡見使の脇本陣は、江戸中期には中西・江木の両家が勤めている。天保九年に巡見使一行が利用した平田屋・灰屋の間取図（「巡見使休泊所諸普請」石井文書）によれば、間口は五間以上あり、一般の町家と違って、式台玄関一・床つきの奥座敷などの迎客施設を備えている。

江戸時代後半に脇本陣を勤めた高草家の居宅が、本陣石井家の東方二〇〇メートル、元町に現存する。山陽道に南面し、敷地は間口一八間、約五二五坪の規模で、迎客施設は平田屋・灰屋などと大差はないが、入母屋造・本瓦葺の母屋は片土間ではなく、通り土間を中央にした中土間形式で、歴代脇本陣のなかでは最も本陣に近い構造をもつ。安永六年（一七七七）建立の内倉を除き江戸末～明治初期にかけて増改築されたもので、弘化二年（一八四五）建替えの母屋をはじめ座敷・表門・土蔵・内倉・大倉・中倉二・米倉の計九棟が国指定重要文化財。高草家は寛政一〇年頃から庭瀬藩の掛屋（文化期以降は札元も兼ねる）、天保六年以後は小田郡の大庄屋を勤め、石井家に次ぐ豪商に成長」大高草とも称された。同家には多量の近世史料が残され、目録もつくられている。

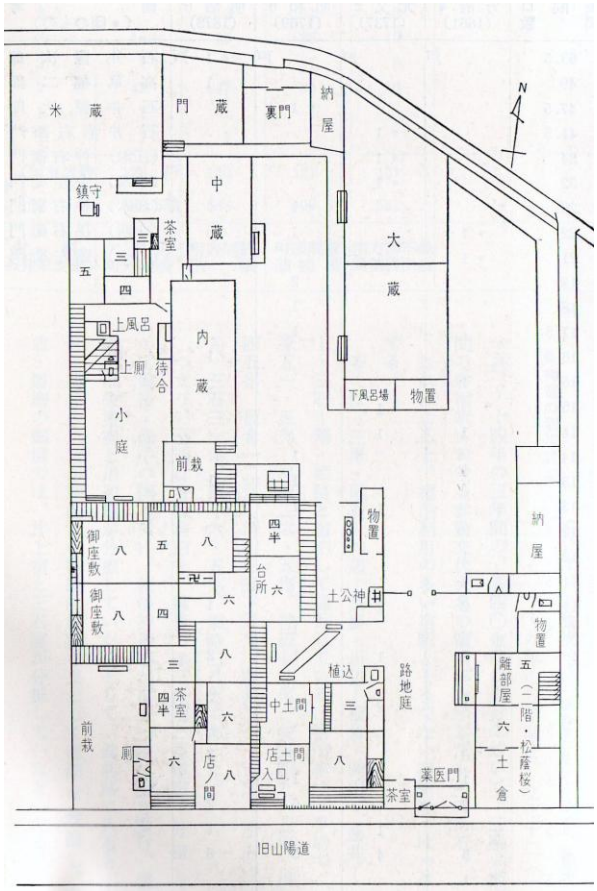

脇本陣高草家

矢掛陣屋跡（矢掛町矢掛）

矢掛の北東部にある。当初、幕府代官所であったが、のち庭瀬藩（板倉氏）の陣屋となり、三成陣屋とも称された。正保三年（一六四六）に備中倉敷代官所の出張所として長屋が設けられ、延宝元年（一六七三）に本格的な陣屋が築かれた（延宝八年「勤帳」石井文書）。同二年の備中国蔵入村々高帳（中山文書）によれば、矢掛組は高一万一千五八一石余、前掲勤帳では小田・後月両郡二五力村が同組に含まれた。天和三年（一六八三）には倉敷が庭瀬藩久世氏領となったため、以後備中代官の本拠となった（元禄二年「矢掛町仕置帳」石井文書など）。元禄一二年（一六九九）矢掛村が庭瀬藩領になると、当陣屋は同藩に引渡された。正徳四年（一七一四）には普請修築され、享保元年（一七一六）より庭瀬藩の代官が常駐した。以後同藩領小田郡一六力村（のち二〇村）を管轄。輪番の奉行・代官以外の常駐役人は一〇人で（矢掛町史）、安政五年（一八五八）に隣接して義倉が設置された（「扁額」高草家蔵）。幕末の陣屋絵図（小田郡誌）などによれば、陣屋の南西に奉行宅、東に牢屋敷などがみえる。

洞松寺（矢掛町横谷）

横谷の南方、遥照山から東方に延びる尾根の北麓にある。舟木山と号し曹洞宗、本尊は釈迦如来。寺蔵の由緒書によれば、天智天皇の時代に奈良興福寺の光照菩薩を請来して堂宇を建立、法相宗洞松司院と称したのが草創で、のち和気氏が伽藍を造営し三六坊を有する大寺となり、元暦年中（一一八四～八五）安徳天皇が水島津（現倉敷市）に臨幸したときに舟材を献じ、舟

木山の山号を賜ったという。一説には曜星山（遥照山）の四方の谷に慈覚大師が開いた曜星千坊のうちの北谷の一坊であったともいわれる（備中誌）。草創については必ずしも明らかではないが、その後寺運衰退し荒廃したといい、応永年中（一三九四～一四二八）遠江国の曹洞宗大桐院（現静岡県周智郡森町）の恕仲天闇の高弟喜山性讃が、恕仲を開山とし、自らは第二世となって中興、このときに現宗派に改めた。喜山没後も三世茂林・四世霊岳と続き寺運隆盛であったという（前掲由緒書）。

喜山の再興を援助したのは、猿掛城（現吉備郡真備町）城主庄駿河守で、当寺に祀られる位牌には「当寺開基洞松寺殿駿州刺史桂室常久大禅定門、康正二丙子八月廿二日、藤原元資父」とある。藤原元資は備中守護細川勝久のもとで守護代を勤め、延徳三年（一四九一）に下剋上を企て勝久と備中大合戦（「蔭涼軒日録」一一月二日条）を起こした庄元資のことで、文安六年（一四四九）に父駿河守の追善のため寺領七石を寄進（同年二月二二日「庄鶴若丸寄進状」寺蔵）、次いで文明三年（一四七一）に備後「柏村」で討死した弟資長の菩提を弔うため田五反を寄進するなど（年月日欠「庄元資寄進状」寺蔵）、当寺を菩提寺と仰ぎ再三にわたって田地を寄進している。また文安六年から応仁三年（一四六九）にかけて、庄道春・庄則資・庄資長・竹井玄保・水河貞納・中司道善・星原兵衛など庄氏一族・被官からの寺領寄進も相次いでいる（文安六年四月二一日「竹井玄保寄進状」寺蔵）など）。天文二年（一五三三）庄為資が猿掛城から松山城（現高梁市）に移り、やがてその勢力が衰えると猿掛城には毛利（穂田）元清が入城したが、元清もまた当寺を尊崇、当寺は元清を大旦那と仰いだようであり、元清の位牌も祀られている。天正二〇年（一五九二）元清は当寺額の検地を実施し、田五町六反余（分米三〇石余）・屋敷八カ所を改めて寄進している（「寺領坪付」寺蔵）。

慶長九年（一六〇四）に備中国奉行小堀作助（政一）から寺領三五石を寄進され（同四年一〇月六日「寺領坪付付箋」寺蔵）喜山派の派頭として直末六六ヶ寺、孫末寺を加えた門末寺院は一千二八七ヶ寺に上った（「寺末帳」寺蔵。門末寺院の分布は備中を中心に、現在の岡山・広島・山口・島根・愛知・静岡・長野・三重の各県および九州・四国の一部にわたっている。

五世性岱没後の明応年中（一四九二～一五〇一）から当寺住職は喜山派末山の住職が交替する輪住制をとり、明暦元年（一六五五）まで八〇世に及んだが、同年天叟を特住六世として独住制となった。独住九世乾岩は住山五〇年に及び、元禄一〇年（一六九七）に本堂を再建、続いて客殿・方丈・庫裏・山門などを末山の衆力をもって再建して伽藍の整備に努めている（前掲由緒書など）。現在、一千四〇〇坪の境内には前記の本堂をはじめ開山堂（享保年中再建）・方丈（宝暦二年再建）・庫裏（宝暦二年再建）・禅堂接賓（天保年中再建）・鐘楼堂（同）・隠寮（同）・山門（天保一四年再建）・総門（天保年中再建）・鎮守堂（文化六年再建）などの諸伽藍が並び、近世曹洞禅院の様式をよく伝えている。開山堂の恕仲・喜山両像は室町時代の秀作として知られ、本堂裏手には庄元資および毛利元清とその子年若丸の基と伝える宝篋印塔三基がある。

庄元資寄進状

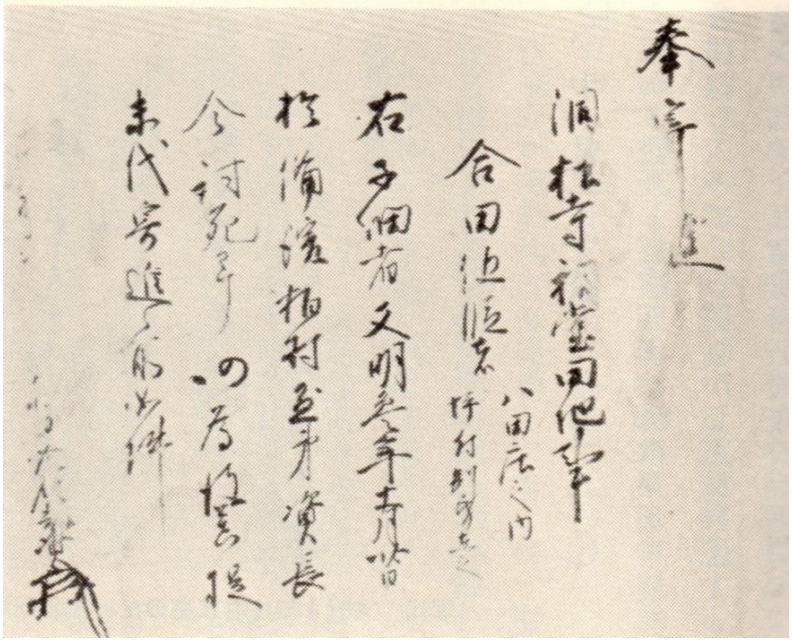

「右子細は文明三年十一月二十日備後柏村に於いて愚弟資長討死せしめ」とある

毎戸遺跡（矢掛町浅海毎戸）

小田川沿いに東西に走る山陽道が、低い丘陵の鞍部を越える峠にさしかかる部分にある。礎石を残し、奈良時代の瓦が発見されることから、寺院跡とみられることがあった。しかし、発掘調査の結果、寺の遺構とは様子の違った建物配置が検出され、また馬の文字を箆書した土師器を出土したことにより、奈良時代から平安時代にわたる小田駅の駅家跡とする説が有力となった。発掘調査は昭和四八年（一九七三）から翌年春にかけて実施され、遺跡のやや北寄りの部分を調査し、三棟の掘立柱建物が検出された。このうち中央の建物は、低い基壇状の高まりの上に造られており、瓦葺の基壇建物から掘立柱建物に改修された可能性が考えられている。この遺跡から発見された瓦は、奈良時代後期のもののみで、軒丸瓦・軒平瓦とも、それぞれ二種類の瓦が検出されている。

毎戸古墳群（浅海　毎戸）

南に開く毎戸の扇状地北縁、鳶山の南斜面と、鳶山から南に派生する支脈上に位置する。主に横穴式石室を内部主体とする二～三の後期古墳が確認されているほか、毎戸遺跡調査の際に検出された古墳址らしい遺構例の様に、すでに墳丘が失われてしまった古墳が幾つかあることが考えられる。主として古墳時代後期。

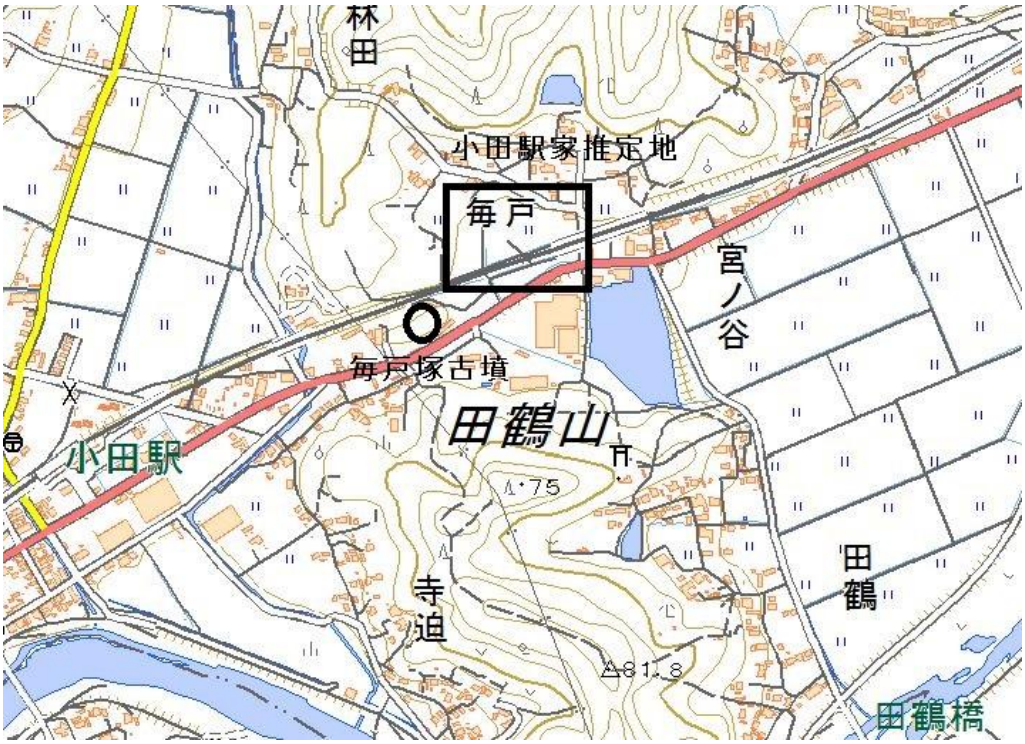

毎戸一号墳（毎戸塚）

毎戸遺跡の西方を囲むように、鳶山から田鶴山に続く低い丘陵上鞍部に位置する。矢掛から井原に至る県道の北側にある。径約三〇メートルの円墳をなし、埴輪が出土する。古墳時代中期。

毎戸二号墳

毎戸の扇状地の中央北側、南面する傾斜地の裾部に位置し、荒神社の境内鳥居の脇にある。ほぼ南東に開口する横穴式石室をもち、石室入口部分は封土を流失して、天井石が露出している。石室後半部は、荒神社の建物のために欠損埋没している。古墳時代後期。

毎戸三号墳

鳶山の山頂から南へ延びる尾根筋をやや下った所に位置する。石室の長軸を尾根筋にほぼ平行させて作られた横穴式石室をもち、南に開口する。封土は流失して、石室上半部が露出している。天井石も一部崩れ落ちている。古墳時代後期。

毎戸四号墳

毎戸の扇状地の東側の台地、標高五〇メートル程の丘頂部に位置する。周辺は墓地となっている。封土は流れて、横穴式石室の天井石が露出している。南西に開口する石室は入口部分を欠損しているらしく天井石三枚分が残存している。現存石室長五・六メートル、幅二メートルを計る。古墳時代後期。

出典（平凡社刊「岡山県の地名」・矢掛町編「矢掛町史」）

本馬（ほんま）

江戸時代の駄賃馬の一。幕府公用者や諸大名が用いた。四〇貫の荷を負う。

軽尻（空尻）

江戸時代の駄賃馬の一。客一人と五貫目までの荷を乗せる馬。人を乗せない場合は二〇貫目までの荷を積むことができる（→半馬）。

半馬（はんま）

西国街道特有の言葉。二〇貫目の荷物を積んだ駄賃場

備陽史探訪の会 事務局

〒720‐0824　福山市多治米町5‐19‐8
TEL&FAX　084‐953‐6157
E-メール　info@bingo-history.net
公式ホームページ
http://bingo-history.net